

平成23年度随意契約情報(使用料・賃借料)府民文化部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	パスポート	パスポート	調整課	有限会社 山王 ホールディングズ 石本 忠次	りんくうタウン分室賃料	20110401	20120331	4,813,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(従前より分室として賃借)が特定の者(現在の建物の管理運営者)でなければ実施することができないものであるため。
2	都市魅力局	文化	企画グループ	株式会社 住友倉庫	海岸通ギャラリー(CASO)収蔵庫賃貸借契約に基づく賃借料	20110401	20120331	9,428,580	地方自治法第234条の3	契約の目的物(美術作品の収蔵庫)が特定の者(他の府所蔵作品を含めた一括管理を行える業者)でなければ納入することができないものであるため
3	都市魅力局	文化	文化振興グループ	吉本興業 株式会社	上方演芸資料館の建物賃借料	20110401	20120331	100,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	施設設置に際し、現在のビルの立地条件等を勘案し、テナントとして入居することを決定したものであり、平成22年度末の契約期間満了に伴い再契約したものの。
府民文化部(使用料・賃借料)					H23. 4~5月	3件	114,241,780 円			
					合 計	3件	114,241,780 円			